

2019年12月11日 全10頁

情報銀行の事業化の状況とビジネスモデル

重要なのは情報銀行事業を行う「目的」

金融調査部 研究員
藤野 大輝

[要約]

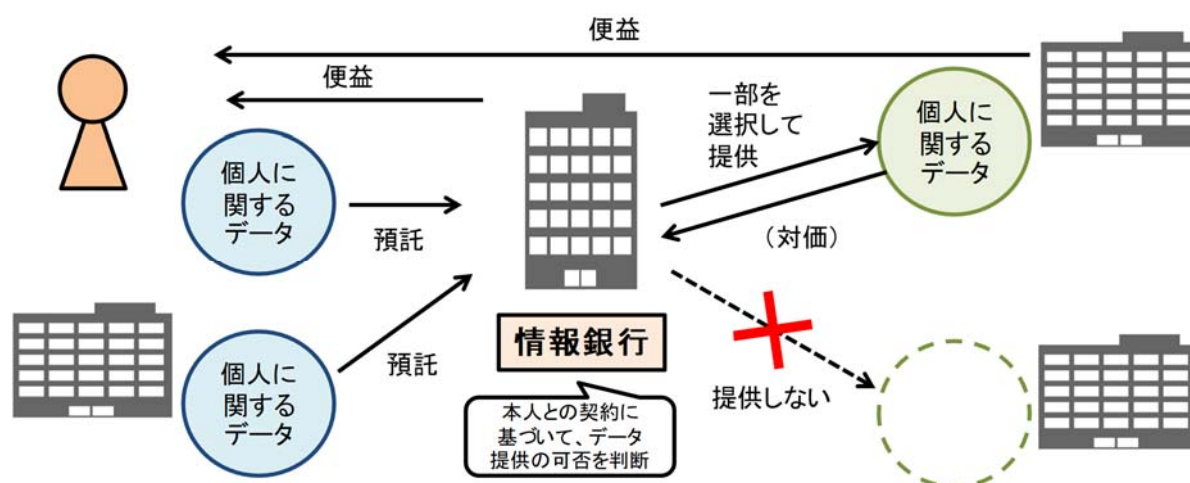
- わが国では、少なくとも約20社の企業が既に情報銀行の事業化・実証実験に取り組んでおり、その業種は広範囲にわたる。本稿ではそのうちいくつかの例を紹介する。
- 情報銀行事業への取り組みは進められているものの、課題はいくつか残っている。情報銀行に対してデータを提供・預託するための手間がかかる場合、個人が利用に積極的にならない可能性が考えられる。企業としては、本人の同意に基づいて安全にデータを管理するだけでなく、できる限り個人の手間を削減することが重要になってくるのかもしれない。
- また、データの種類によっては、個人は提供に消極的になると考えられる。例えば、マイナンバー情報、生体情報、口座情報等の提供については不安を感じる個人の割合が高い。情報銀行として、どのような情報を扱うか、どうすれば個人の情報提供への抵抗感を緩和できるかを考える必要があるだろう。
- 情報銀行には、データの提供元と提供先、個人への対価、機能、取り扱うデータの種類、かかわる事業者の数などによって多様なビジネスモデルが考えられる。情報銀行事業を検討する場合は、情報銀行事業を行う目的に鑑みて最適なビジネスモデル（本人への対価や情報銀行が持つ機能など）は何かを考慮することが求められるのではないだろうか。

1. わが国における情報銀行の事業化・実証実験の状況

昨今、「情報銀行」という新たなビジネスが注目されている。情報銀行とは、一言で言えば個人の代わりに個人データを管理・第三者提供する事業・サービスのことを指す¹。

¹ 情報銀行について、類似の仕組み、これまでの経緯、認定指針、今後の課題等については、拙著『情報銀行』の事業化に向けた始動（2018年11月20日、大和総研レポート（以下、情報銀行レポート①））を参照。
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181120_020456.html

図表 1 情報銀行の仕組み



(出所) 大和総研作成

わが国の様々な業種の事業者が、情報銀行の事業化や実証実験に取り組んでいる。一つの情報銀行に複数の企業がかかわっていたり、逆に一つの企業が複数の情報銀行事業にかかわっていたりと、正確に何社が情報銀行事業に取り組んでいるかの数字を示すのは難しいが、筆者の確認できる限りでも、少なくとも約 20 社が既に情報銀行の事業化・実証実験に取り組んでいる。

情報銀行事業に取り組んでいる企業のうち、最も多くを占めるのは情報サービス業者である。これは、もともとデータやシステムの扱いに強く、情報銀行事業を行うノウハウが十分にあるためといえるだろう。

他にも、銀行が情報銀行事業に取り組んでいる事例がいくつか見受けられる。これは、銀行においてはもともと個人の金融データを扱っていること、近年は FinTech 等、データ活用がより活発化してきていること、預金等を預かっている銀行は情報銀行において重要となってくる「個人からの信頼感」が他業種に比べて高いことなどが理由として考えられる。

ここで、参考のためにいくつかの情報銀行事業・実証実験を紹介したいと思う²。

(1) 三菱 UFJ 信託銀行の「Dprime」

三菱 UFJ 信託銀行は、2018 年 11 月～12 月にかけて、全 10 社、1,000 人の実験参加者とともに、「DPRIME (仮称)」という情報銀行の実証実験を行った。

「DPRIME (仮称)」では、個人は DPRIME (アプリ) に対して自分のデータを集約するとともに、個別にデータ提供の可否について指図をする。その指図に基づいて、三菱 UFJ 信託銀行は、デー

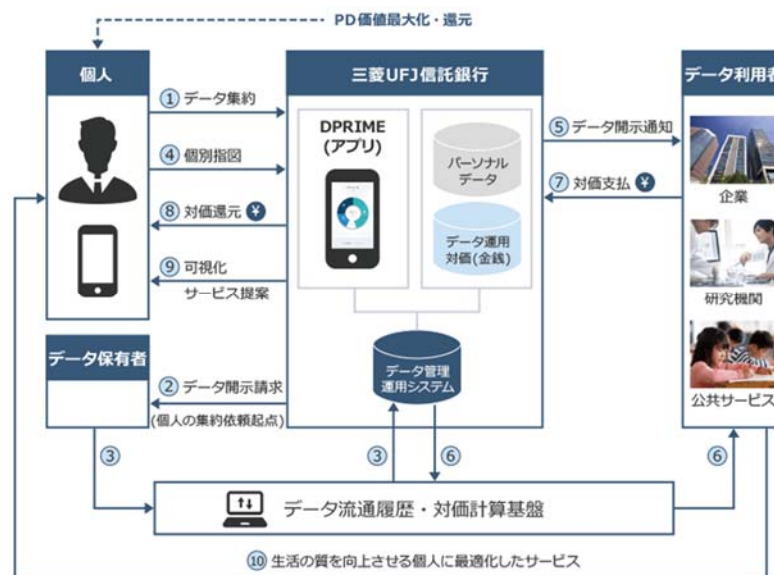
² 情報銀行について、認定制度に基づき認定された情報銀行（三井住友信託銀行、フェリカポケットマーケティング）の概要、認定指針の ver2.0 への改正、地域金融機関における利活用の方法等については、拙著「令和元年は『情報銀行元年』となるか」（2019 年 7 月 16 日、大和総研レポート（以下、情報銀行レポート②））を参照。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190716_020898.html

タ利用者にデータ開示通知を送り、データ利用者は対価を三菱 UFJ 信託銀行に対して支払う。個人に対しては、三菱 UFJ 信託銀行から対価が還元されるとともに、データ利用者からその個人に最適化されたサービスが提供されるという仕組みになっている。

この実証実験を踏まえ、三菱 UFJ 信託銀行は、2019 年 9 月には情報銀行「Dprime」の公式ロゴマークを決定し、2020 年 4 月にアプリの提供を開始する予定であることを公表している。また、予定では、2020 年 10 月には、データ利用企業へのデータ提供ができるようになることとされている。

図表 2 三菱 UFJ 信託銀行の「DPRIME (仮称)」



(出所) 三菱 UFJ 信託銀行ウェブサイト

(<https://www.tr.mufg.jp/ippan/efforts/0001.html>)

(2) スカパーJSAT の「スカパー！情報銀行」

スカパーJSAT は、2019 年 7 月～12 月にかけて、スカパー！契約者 2,500 人を対象に、「スカパー！情報銀行」という情報銀行プラットフォームの実証実験を行っている。

「スカパー！情報銀行」の仕組みとしては、参加モニターは「スカパー！情報銀行」に対して、データを登録・開示の許諾を行う。「スカパー！情報銀行」はこの許諾に基づいて、登録された個人のデータをデータ活用企業に提供し、その利用料を受け取る。個人は、データの提供の対価として、スカパー！の視聴料の還元を受けたり、データに基づいた関連商品・サービスの情報を受け取ることができる。個人が提供するデータとしては、契約・視聴状況のほか、アンケートや購買履歴等が想定されている。

この実証実験はスカパーJSAT が単独で行うわけではなく、複数企業が共同で行っている。データ活用企業の広告運用管理としてサイバー・コミュニケーションズ (CCI) が参加しているほか、DataSign は情報銀行のためのプラットフォームの構築・運用を行っている。また、マーケティング会社であるインテージは参加モニターの募集・アンケート管理等を行っている。

図表3 スカパーJSATの「スカパー！情報銀行」



(出所) スカパーJSAT ニュースリリース (2019年5月9日)

(https://www.skyperfectjsat.space/news/files/pdf/t_news20190509103526_1427_ja.pdf)

2. 情報銀行における利用者拡大のための課題

このように、わが国では活発に情報銀行の事業化や実証実験が進められているが、本格的に情報銀行が事業化され、社会に浸透していくには乗り越えるべき課題がまだ多いように思われる。既に過去のレポートで、情報銀行のメリットが利用者に十分に伝わっていないこと³、自分のデータの管理を企業に任せることや他の企業に提供することに対する不安感が大きいこと³、セキュリティ・ガバナンス体制や提供先企業の審査体制の構築にコストがかかること⁴、漏えいリスクに対応するための資産規模が必要となること⁴、などを課題として挙げてきた。

今回は、情報銀行が事業として成り立つために何よりも重要であると考えられる、利用者の拡大(=個人データの蓄積)のためにどのような課題が考えられるかについて、検討する。

(1) 利用者の手間の大きさ

図表4、5から見て取れるように、日本の個人は海外の個人に比べ、PDS⁵や情報銀行を利用したいという意識が低い。その理由としては、「自分で情報を集約・管理すると漏えいした場合が不安」⁶、「自らの責任範囲や負担が大きい」、「既存の仕組みで問題ない」ということが挙げられる。今回は、「自らの責任範囲や負担が大きい」という点について、焦点を当てたいと思う。

このアンケートは、「PDS・情報銀行を利用したくない理由」なので、自分でデータの管理・提供を行わなければならないPDSについて負担が大きいと考えて回答したかもしれず、情報銀行については、消費者はそこまで負担が大きいと考えていない可能性も否定はできない。

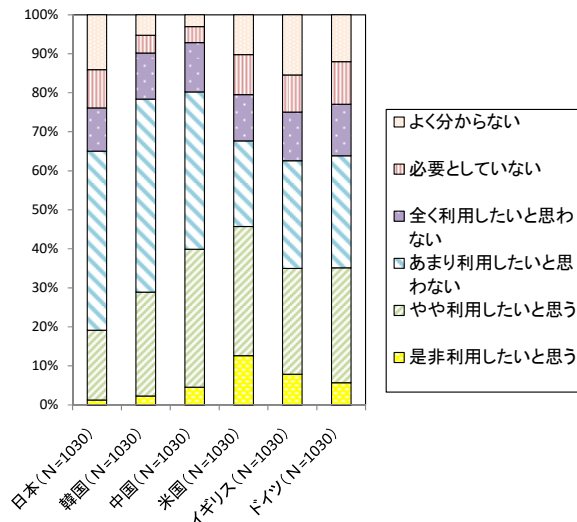
³ 情報銀行レポート①参照。

⁴ 情報銀行レポート②参照。

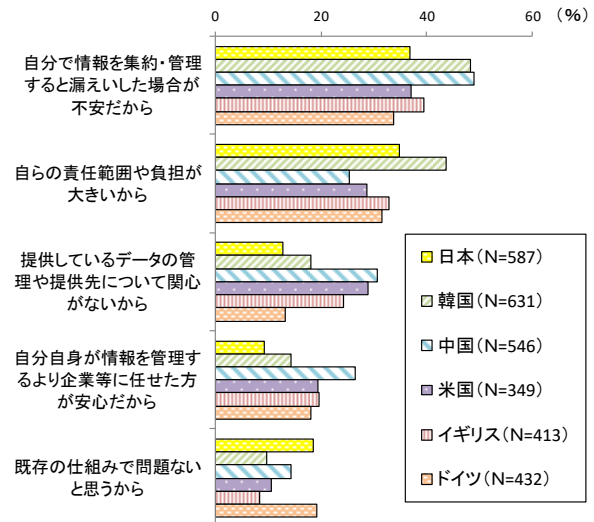
⁵ パーソナルデータストアの略。情報銀行と異なり、個人が自分のデータを自ら蓄積・管理し、自分の判断で第三者提供や利活用を行う。詳しくは情報銀行レポート①参照。

⁶ 「自分で情報を集約・管理する」のは仕組みとしてはPDSである。しかし、情報銀行も情報を集約して管理しているのは同じであるため、消費者が漏えいを不安に感じている可能性はあるため、やはり十分なセキュリティが求められると考えられる。

図表 4 PDS や情報銀行を利用してみたいと思うか



図表 5 PDS・情報銀行を利用したくない理由 (複数回答可)



(注1) 図表 4 は 20 代～60 代の男女 1030 人 (各年代の男女それぞれ 103 人ずつ) を、図表 5 は図表 4 の質問で「全く利用したいと思わない」、「あまり利用したいと思わない」と回答した者を対象にアンケートを行っている。
 (注2) 図表 4 のアンケート調査では従来のパーソナルデータ利用の仕組み、PDS・情報銀行といった新たなパーソナルデータ利用の仕組み、メリット・デメリットを説明した上で聴取した。
 (注3) 図表 5 について、「その他」(日本は 2.6%)、「よく分からない」(日本は 23.2%) は、除いている。
 (出所) 総務省「パーソナルデータ提供等に係る消費者向け国際アンケート調査」(2017 年) より大和総研作成

確かに純粋な PDS と比較すれば、情報銀行はいくらか個人の責任範囲や負担は限定的であろう。しかし、それはあくまで相対的に、というだけであり、情報銀行の仕組みによっては、個人が大きな負担感を感じる可能性も考えられる。

例えば、海外での情報銀行に似た取り組みとして、英国の midata が取り上げられることがある。この midata は、個人が企業から自分のデータを標準化された形でダウンロードし、自由に利活用することを後押しするプロジェクトである。利活用の例として、ダウンロードしたデータを提供することで自分にとって最適な銀行の提案を受けるといったサービス等が検討されていたが、その活用度合いは限られたものであったといえる。その理由の一つとして、データを個人がダウンロードしなければならないという手間が大きいことが考えられる。

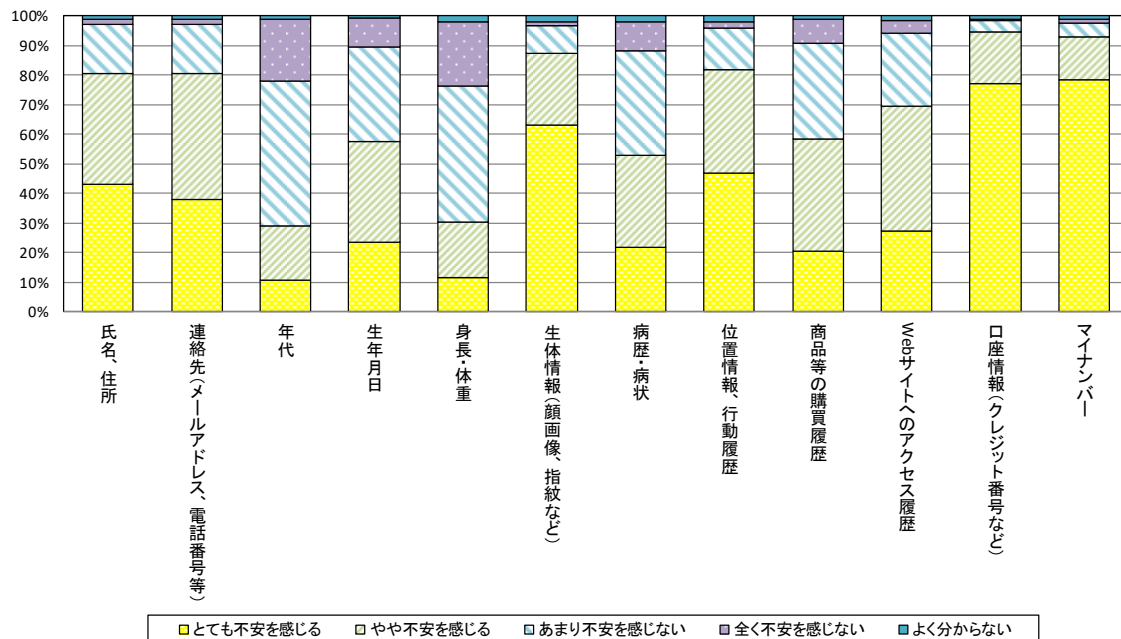
このように、たとえ情報銀行であっても、その仕組みによっては個人の手間が大きくなってしまいうケースもあるだろう。

もちろん、個人の手間がかかる情報銀行であっても、それに見合うインセンティブを与えられるのであれば、十分に個人に浸透すると考えられる。しかし、情報銀行をマネタイズしていく上では、対価が大きすぎることも一つの障壁になりうるため、個人の手間をどれだけ除くか、最小化できるかが重要となってくるのではないだろうか。

ただし、日本の個人は企業等に自分の情報の管理を任せたいことを安心とは思っていない(図表 5)。個人の手間を削減する(=企業にデータの管理を任せたい)ためには、企業側は個人が安心するだけのセキュリティ体制などを構築する必要があるだろう。

(2) 個人が提供したくない情報

図表 6 個人が各パーソナルデータを提供することに対してどう思うか



(出所) 総務省「パーソナルデータ提供等に係る消費者向け国際アンケート調査」(2017年)より大和総研作成

個人が情報銀行を利用する(=情報を提供する)かどうかについては、自分のデータ全体を提供するかどうかという観点(例えば、情報銀行への信頼感や手間など)のほかに、どの種類のデータなら提供してもいいと思うかという観点もある。

総務省の消費者へのアンケートの結果を見ると(図表6)、ターゲティング広告などに用いられることも多い購買履歴や、要配慮個人情報に当たりうる病歴・病状などについては提供に対して相対的にはそこまで大きな不安を感じていないことがわかる。一方で、マイナンバー、生体情報、口座情報(クレジット番号など)については、提供に対して大多数が不安を感じているようだ。

先述の通り、情報銀行事業に取り組む事業者には銀行もいくつか見受けられるが、例えば、情報銀行事業を行う銀行業者が、情報銀行として自社の持つ口座情報や金融情報を扱うこととした場合、個人の抵抗感が大きい可能性が考えられる。情報銀行事業を検討する事業者は、個人がどの情報なら提供してもよいと考えているのかを考慮し、情報銀行事業を行う目的に合わせて、こういった種類の情報を扱うのかを検討する必要がある。仮に、個人の抵抗感が大きい情報を扱うのであれば、いかにその抵抗感を緩和することができるのかを考えるべきだろう。

3. 情報銀行のビジネスモデルの検討

(1) 情報銀行の様々な類型

これから情報銀行を本格的に事業化していく、もしくは情報銀行事業を検討していく上で、重

要なことは、どのような目的で情報銀行事業を行い、そのためにはどのようなビジネスモデルの情報銀行が適切であるかを考えることであろう。本章では、既に事業化の取り組みや実証実験を行っている情報銀行を参考に、情報銀行のビジネスモデルとしてどのような類型が考えられるかを、いくつかの角度から整理したいと思う。

(i) データの提供元と提供先

情報銀行を、個人のデータの提供元と提供先について分類すると、3 パターンに分類できる。

- ①どちらもあらかじめ限定されている「クローズ型情報銀行」
- ②提供先は限定されていないが提供元はあらかじめ限定されている「半オープン型情報銀行」
- ③どちらも限定されていない「オープン型情報銀行」

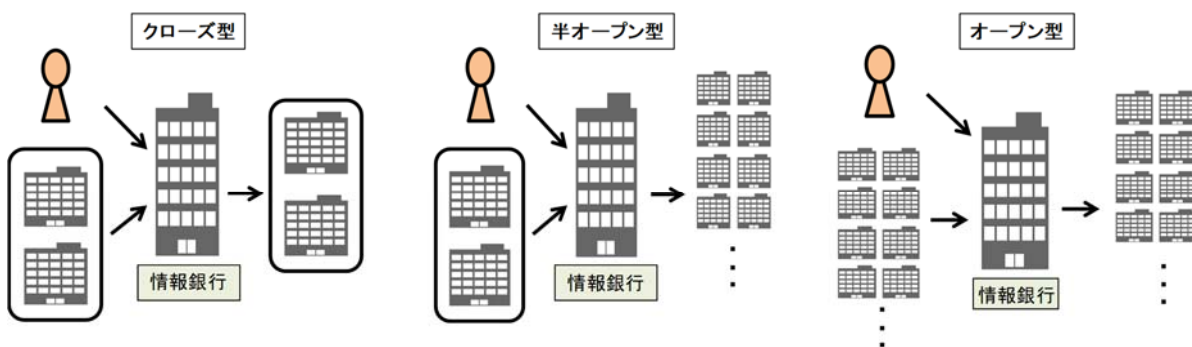
ここでいう「限定」とは、ある個人に関するデータの提供元・提供先がはじめから決められているという意味である。例えば、データの提供元が、個人による入力のみであるような情報銀行は、提供元が限定されているといえる。

こうして考えたとき、オープン型情報銀行は、多くの個人情報をストックすることができる、個人にとっては一括して情報を管理させることができる、提供先の企業にとっては通常は得ることが難しい情報を、情報銀行を通して獲得できる可能性が高まりイノベーションにつながる、などの様々な利点が考えられる。

しかし、オープン型情報銀行は、無数の提供先企業の審査・安全性の確保を行う必要がある、データ提供元にインセンティブを与える必要がある、多くの企業間でデータをやりとりするためにデータを標準化する必要がある、データ漏えい時のリスクが大きい、などの多大なコストが想定される。

情報銀行事業者は、例えばクローズ型情報銀行からスタートして、徐々にアライアンスを広げてオープン型情報銀行を目指したり、もしくはコスト・ベネフィットに鑑みて最終的な形態としてクローズ型情報銀行を選択するなど、目的に合わせた型を検討すべきだろう。

図表 7 情報銀行の類型（データの提供元と提供先）



(出所) 大和総研作成

(ii) 個人への対価

情報銀行の個人への対価を分類すると、3パターンが考えられる。

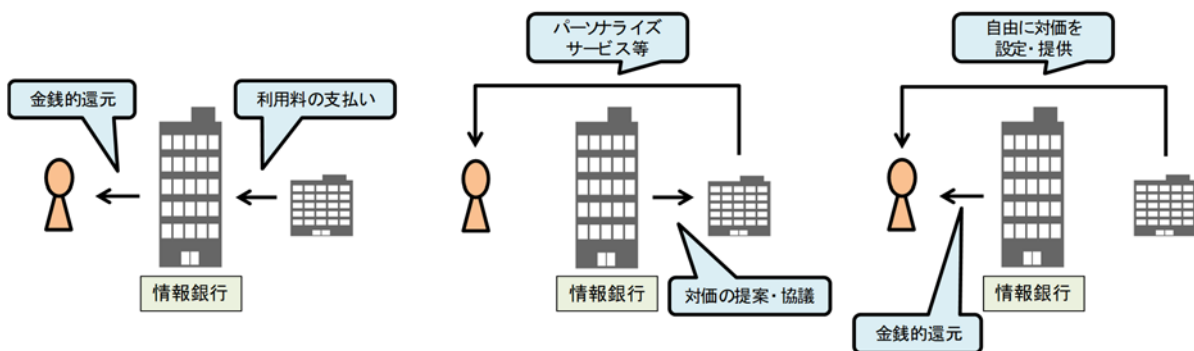
- ①情報銀行からの金銭的還元（ポイント、割引、金銭など）
- ②提供先企業からの金銭的還元（ポイント、割引、商品など）
- ③提供先企業からのパーソナライズサービス

また、個人への対価の設定方法については、以下の3パターンが考えられる。

- ①情報銀行が対価の部分を負担し、提供先企業は利用料を支払う
- ②情報銀行と提供先企業が対価について協議などを行い、あらかじめ定める
- ③提供先企業が独自に情報への対価を設定する

このように、情報銀行の利用者に対する対価には、対価の種類とその設定方法で様々な類型が考えうる。

図表 8 情報銀行の類型（個人への対価）

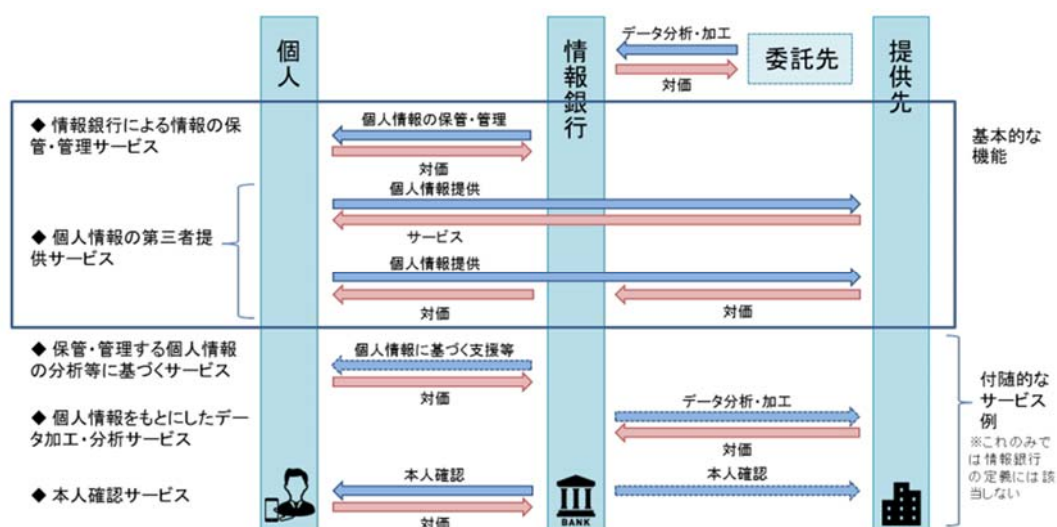


(注) 上記の類型はあくまでも例であり、すべての類型を網羅しているわけではない。

(出所) 大和総研作成

(iii) 情報銀行が持つ機能

図表 9 情報銀行の提供するサービス例



(出所) 総務省、経済産業省「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会とりまとめ」(令和元年10月8日)

情報銀行が持ち得る機能には、次のようなものが考えられる。

- ①個人に代わって個人情報を経営者に提供し、その対価を個人に還元する
- ②個人情報を管理・保管するとともに、分析や加工などをして個人にサービスを提供する
- ③個人情報をもとに、企業にコンサルティング等を行う
- ④個人に代わって本人確認を一括して行う

①の機能は情報銀行の基本的な機能であり、②～④は付随的な機能である。そのため、①の機能がなければ情報銀行には該当しないと考えられる。

②の機能としては、例えば、個人の身体情報や医療情報が情報銀行に蓄積されている場合に、情報銀行がそれらの情報を分析することで、個人に対して健康向上のための生活におけるアドバイスをするサービスを提供することなどが考えられる。

③の機能は、情報銀行には多くの情報が蓄積されているため、ある企業に対して通常業務では得られない情報を提供し、その企業でのデータ活用法を提案することで、新事業の創出や事業の効率化を可能にするというコンサルティングを企業に対して行うというものである。

④の機能としては、例えば個人の会員情報を一括に管理して、パスワードなどを個人が毎回入力せずともログインができるようにしたり、引越時時に個人に代わって面倒な手続きをすることなどが考えられる。

このように、情報銀行には本業のほかにも多様な付随的機能を持たせることができる。情報銀行事業を行おうとする事業者は、どの機能を持たせることで、より利用者のためになるか、情報銀行事業拡大につながるかなどを検討することが求められるだろう。

(iv) 取り扱うデータの種類

情報銀行が取り扱うデータの種類や分類の方法は多様である。例えば、個人が保有する自分で入力可能なデータと企業が保有するデータ、個人に属する基本データ（氏名、年齢、住所など）と個人の行動データ（購買履歴、位置情報、金融取引情報など）などが考えられる。

事業者は、データの利活用の方法に応じて、提供を受けるデータを検討するべきだろう。例えば、あらかじめどのようなサービスを提供するかが決まっている情報銀行を事業として行う場合には、それに合わせた限定的なデータの提供を受けることが想定される。一方で、オープン型の情報銀行は、個人の保有するデータだけではなく、企業の保有するデータも含めて、多様なデータの提供を受ける可能性が考えられるのではないだろうか（ただし、その場合、コストが大きくなることが想定され、相応の収益性が求められるだろう）。

(v) 情報銀行を単独で行うか、共同で行うか

情報銀行には、単独事業者が運営するものと、複数の事業者が役割を分担して運営するものがある。例えば、情報銀行の主体となる事業者、情報銀行のプラットフォームを提供してデータを管理する企業、データを加工して標準化する企業などが一体となって一つの情報銀行を運営するということも考えられる。

仮に情報銀行を複数企業が共同で行う場合、あらかじめ役割分担を決め、どの企業が個人情報を取り扱うのかを明確化する必要がある。「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 とりまとめ」でも、情報銀行の認定基準の中の情報セキュリティの要件は、個人情報を取り扱う企業が満たせばよいという考えが示されている。ただし、個人のデータの漏えい時の責任は情報銀行を共同で行う複数の企業が連帯して負うこととなる可能性には注意が必要である。

(2) 目的などに合わせたビジネスモデルの選択

以上のように、情報銀行には色々な類型が考えられる。もちろん以上で挙げたもののほかにも、例えば本人からの同意の取り方やデータの収集方法、第三者企業へのデータ提供の方法など、情報銀行を事業として行う際には、検討すべきことは多く想定される。

情報銀行事業を行おうとする事業者は、情報銀行事業の目的、かけられるコスト、データ管理のノウハウの有無など、さまざまな前提条件に鑑みて、どのようなビジネスモデルにするかを選択することになる。

例えば、幅広い企業にデータを活用させることで取引関係の拡大・強化を目的の一つとするのであれば、半オープン型、もしくはオープン型情報銀行が適しているかもしれない。また、情報銀行事業を行うことで、利用者たる個人の生活の利便性を向上させることを考えている場合には、情報銀行の本業的機能だけではなく、個人情報の分析等とそれに伴うサービスの提供といった機能も持つような情報銀行が考えられるかもしれない。

情報銀行事業に興味がある、検討してみたいという事業者は、情報銀行事業を行う目的やコストなどを整理し、様々な角度で最適なビジネスモデルについて考えることが求められる。

図表 10 情報銀行の類型の例

提供元と提供先			
クローズ型	半オープン型	オープン型	
個人への対価の種類			
情報銀行からの 金銭的対価	提供先企業からの 金銭的還元	提供先企業からの パーソナライズサービス	
個人への対価の設定			
情報銀行が設定	情報銀行と提供先企業の 協議		提供先企業が それぞれ自由に設定
情報銀行が持つ機能			
情報銀行の 本業的機能	個人情報の 管理・保管・分析等	個人情報に基づいた 企業へのコンサルティング	本人確認サービス
取り扱うデータの種類			
基本データ	資産情報	購買履歴	...
単独か、複数か			
単独事業者で運営		複数事業者で共同で運営	

(出所) 大和総研作成